

札幌市スキー学習バス支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市立学校（以下「学校」という。）が実施するスキー学習において、新型コロナウイルス感染症対策として貸切りバス（以下「バス」という。）を増便する際に係る費用を助成し、スキー学習の実施維持を図るため、予算の範囲内において、札幌市スキー学習バス支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 札幌市から支援金給付事業を委託された事務局（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(給付対象者)

第3条 給付対象者は各学校からスキー学習バス借上業務について委託を受けている事業者及び各学校からスキー学習バス借上げについて予約を受けている事業者（以下、「事業者」という。）とするが、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の給付を受けることができない。

- (1) 役員等（給付対象者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、給付対象者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、給付対象者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 各号に掲げる者のほか、事務局が交付することが適当でないと認めた者
(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次に定めるバス増便上限台数、支援金上限額及び支援金の支給対象の範囲内とする。

(1) バス増便上限台数

各学校がスキー学習を実施する際に、新型コロナウイルス感染症対策のためのバスの増便措置を行わず、学級数や児童生徒数に基づいて積算したバスの必要台数をバス増便上限台数とする。

(2) 支援金上限額

ア 支援金上限額はバス1台あたり82,500円(税込)とする。

イ バス増便に係る費用が支援金上限額を超過した場合は、その超過額については学校の負担とする。

(3) 支援金の対象経費は、バス賃借料、有料道路代金、駐車場代金、消費税及び取消料とする。

ア バス賃借料のうち、バスの車種区分を変更し、定員を増員することにより十分な新型コロナウイルス感染症対策を行うことが可能な場合は、車種区分の変更によるバス賃借料の増加分を支援対象とする。

イ 取消料については、前日までの取消しにより発生した取消料は学校費用負担分及び増便分のバスを支援対象とし、当日の取消しにより発生した取消料は増便分のバスを支援対象とする。また、取消料は旅行業法第12条の3「標準旅行業約款」別表第1取消料(第16条第1項関係)に基づく範囲内で支給する。

(バスの増便等の申請)

第5条 バスの増便及び車種区分の変更を申請する学校(以下「申請校」という。)は、札幌市スキー学習バス支援申請書(様式1)に次に掲げる書類のうち該当する書類を添えて、事務局に提出するものとする。

(1) 学校の費用負担分及び増便分のバス利用に係る費用の見積書

(2) 前各号に掲げるもののほか、事務局が必要と認める書類

(バスの増便等の決定)

第6条 事務局は、前条のバス支援申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、申請校に対して札幌市バス支援決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(支援金の給付決定等)

第7条 事務局は、第5条の申請内容が適当と認めるときは、事業者に対し札幌市スキー学習バス支援金給付決定通知書(様式5)により通知し、通知後30日以内に支援金を事業者の指定口座に支払うものとする。

(変更申請等)

第8条 申請校は、申請内容を変更又は取り下げる場合は、速やかに札幌市スキー学習バス支援変更・取下げ申請書（様式3）を提出しなければならない。

（支援金の給付決定の取消し）

第9条 事務局は、申請校や事業者がこの要綱の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、支援金の給付決定を取消することができる。

2 前項の規定は、支援金を給付した後においても適用する。

（支援金の返還）

第10条 事務局は、支援の給付の決定を取り消した場合において、既に支援金を給付しているときは、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた事業者は、事務局が指定する期日までに支援金を返還しなければならない。

（給付申請期間）

第11条 支援金の申請期間は、令和4年11月9日から令和4年12月9日までとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めのない事項については、札幌市と事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和4年10月7日から施行する。